

8月1日に福祉医療費受給者証が更新になります

申請 問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

●福祉医療費給付金制度とは？

お子さんや、障がい者、母子・父子家庭の方に対し、医療機関等に受診し窓口でお支払いする保険適用の自己負担分の一部を町が助成することにより、福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

●受給者証の更新

該当される方には、7月下旬に新しい受給者証を郵送しましたので手続きは不要です。

8月1日以降は

18歳^{※1}までの方…「水色」の受給者証

18歳^{※1}以上の方…「若草色」の受給者証

を受診の都度、医療機関窓口で提示してください

※1…18歳に到達後
最初の3月31日まで

●18歳^{※1}までのお子さんの医療費の給付方式が変更されます

18歳^{※1}までのお子さんは、8月から「現物給付方式」に変更となり、各医療機関でのお支払いが1ヵ月最大300円になります。

詳細は
広報ふじみ7月号で
ご確認ください

対象者	給付方法	しくみ
18歳 ¹ まで	現物給付方式 対象の受診 ² 参照	<p>医療機関等窓口で、受給者負担金300円（最大）をお支払いください。 （例）総医療費 10,000円 自己負担額 3,000円の場合</p>
	自動給付方式 対象の受診 ³ 参照	<p>医療機関等窓口で自己負担額（3割又は2割）をお支払いください。 後日町から口座に振り込みをします。 （例）総医療費 10,000円 自己負担額 3,000円の場合</p>
18歳 ¹ 以上	自動給付方式	

2…現物給付方式対象となるのは、県内医療機関等の外来（医科、歯科、調剤、訪問看護）、入院の受診です

3…今までどおり自動給付（償還払い）対象となるのは、柔道整復、県外診療、治療用装具、整骨、接骨の受診や、受診のときに受給者証が使用できなかった場合等です

- 18歳^{※1}までの方は、現在お持ちの「自動給付方式」用の受給者証（若草色）が有効期間内であっても使用できません。役場窓口に戻還するか、ハサミで切るなどして破棄してください。
- 18歳^{※1}以上の方は給付方式の変更はありません。通常通り自己負担分を医療機関等でお支払いください。

●こんなときは役場窓口で手続きが必要です

- ・県外の医療機関を受診したとき、受給者証を提示し忘れたとき、受給者証が使用できなかったとき（領収書での申請が必要です）
- ・受給者証の記載事項に変更があったとき（氏名、住所等）
- ・加入している健康保険証が変わったとき、振込口座を変更したいとき
- ・資格に該当しなくなったとき（障がいの程度が変わった、母子・父子家庭でなくなった等）